

高齢者のインフルエンザ 予防接種助成のお知らせ

加東市では、高齢者のインフルエンザ予防接種に対し、助成を行っています。予防接種を希望される方は、次の事項をご確認のうえ、なるべく12月中旬までに接種を受けてください。

対象者

- ① 満65歳以上の方
- ② 満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能・またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをお持ちの方のうち、身体障害者手帳1級相当と認定された方

接種期間

10月15日(木)～平成28年1月31日(日)

接種料金

無料(1人1回限り)

接種を受けられる医療機関

北播磨地域(加東市・小野市・加西市・三木市・西脇市・多可町)の協力医療機関で接種を受けられます。ご希望の医療機関が協力医療機関であるかは、下表または直接連絡で、事前にご確認ください。
※北播磨地域以外や、入所施設などでの接種を希望され

る場合は、事前に手続きが必要で、接種を受ける前に、健康課に必ずご連絡ください。

申込方法

接種を希望される医療機関へ、直接電話で予約してください。

※接種の際は、医療機関窓口で、年齢と加東市在住であることが確認できるものをご提示ください。

問い合わせ

市民生活部健康課
(庁舎2階)
☎43・0435



加東市内の協力医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
青山医院	吉井696-1	46-0321	田淵医院	新町180	48-0160
赤羽目医院	北野641-1	48-5058	東条診療所	新定559-1	46-0048
井上医院	沢部174-1	42-1190	ふるもとクリニック	社105-6	40-0202
嬉野診療所	山国2014-239	42-8477	ますむら医院	上滝野613-1	48-0704
桂医院	大門358	43-0252	松原メイフラワー病院	藤田944-25	42-8851
加東市民病院	家原85	42-5511	まつむら泌尿器科	上中3-48	42-7830
加茂病院(※)	北野713	48-3208	松本小児科医院	社384-1	42-5105
坂本医院	上中3-29	42-6660	森下クリニック	社512-1	42-0024
サンスマイル北野	北野55-1	48-2666	やすらぎの森診療所	新定707-1	40-8100
サンスマイル診療所	北野55-1	48-5852	吉川医院	社823	42-0105
神医院	森878-1	47-0144	さくら内科クリニック	下久米580-1	44-1588
曾野医院	東古瀬20-1	42-6299	社 田仲クリニック	東古瀬98-1	42-8515

(※) 入院患者様のみ対応します。

問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435

当たってにっこり地元もほっこり まちづくりに役立つ オータムジャンボ宝くじ



オータムジャンボ宝くじの収益金は、販売実績に応じて各都道府県に交付され、住みよいまちづくりに使われています。兵庫県内の各市町では、この交付金を防災資材や図書の整備などに活用しています。オータムジャンボ宝くじのご購入は、ぜひ、兵庫県内の宝くじ売り場をご利用ください。

販売は10月16日(金)まで！

問い合わせ 兵庫県市町村振興協会 ☎078-322-1151

社会福祉課からの お知らせ

『高次脳機能障害者家族のつどい』は、11月10日(火)13時30分から開催します。詳細は11月号広報に掲載します。

問い合わせ
福祉部社会福祉課(庁舎1階)
☎43-0409

公的年金からの個人住民税の 特別徴収制度について

毎年4月1日において、65歳以上の年金受給者で個人住民税(市・県民税)の納付義務がある方は、公的年金等に係る所得金額から計算した個人住民税が、公的年金等の老齢基礎年金部分から特別徴収(天引き)されます。

※老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方など、対象外となる場合があります。新たに特別徴収となる場合は、年税額の2分の1を上半期(6月・8月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納付いただき、年税額の2分の1を下半期(10月・12月・2月)に公的年金から特別徴収(天引き)させていただきます。

(表①参照)

また、翌年度も引き続き特別徴収となる場合は、上半期(4月・6月・8月)は2月分と同額を、下半期(10月・12月・2月)は、当該年度の年税額から上半期の徴収済額を控除

した残額の3分の1ずつを特別徴収させていただきます。

(表②参照)

表① 特別徴収の開始年度

徴収区分	普通徴収		年金特別徴収		
	上半期		下半期		
期	該当月		10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

表② 特別徴収の継続年度

徴収区分	年金特別徴収					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
期	該当月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	前年度の2月に徴収した額と同額ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつ		

入湯税条例を 制定しました



平成27年9月議会定例会において、入湯税条例が可決されました。施行は平成28年4月1日からです。

現状では、市内すべての施設において、課税免除の規定に該当するため、課税しません。

■入湯税とは

温泉を利用する人に対し、市が課税する税金です。

■税率

1人1日150円

◎次に該当する方には、入湯税を課税しません。

- ・小学生以下の方
- ・学校の行事(修学旅行等)で利用する方
- ・共同浴場や一般公衆浴場(銭湯など)を利用する方
- ・社会福祉事業を行う施設(特別養護老人ホームなど)の事業の一環で利用する方

問い合わせ

総務部税務課(庁舎1階)
☎43・0397

平成27年度・人生80年 いきいき住宅助成事業 住宅改修費を助成します

加東市に住民登録のある高齢の方や障がいをお持ちの方が、住み慣れた住宅で安心して暮らせるように、住宅のバリアフリー化改修に対して、費用の一部を助成しています。

対象となるのは、平成28年3月までに、改修と助成金交付手続きの両方が完了する工事です。

制度の利用には事前の申請が必要です。まずは高齢介護課にご相談ください。

対象

○特別型

- ・介護保険で要支援以上の認定を受けられた方
- ・身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けられた方

○一般型

- ・65歳以上で特別型の対象でない方
- ※一部条件が付加されます

問い合わせ 福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440



助成の限度額

100万円

※介護保険による住宅改修費を含む。

注意事項

- ①助成には所得制限があります。
- ②所得によって助成率が異なります。
- ③新築や申請前に着工されたものは対象外です。
- ④老朽化による改修など、工事内容によっては対象とならない場合もあります。
- ⑤以前にこの事業で助成を受けられた世帯が、再度助成を受けることはできません。また、一体的に実施する介護保険の住宅改修費支給においても、以前に助成を受けている場合、再度助成を受けることはできません。
- ⑥予算の範囲内での事業実施であることから、年度途中で事業を終了する場合があります。